

妊産婦健康診査 通院支援事業 のお知らせ

＼妊産婦の皆さんを応援します！／



栗原市では、令和5年4月1日から妊婦健康診査及び産婦健康診査の通院に要する通院費用の一部を助成します。



対象者

下記にすべて該当する方

- ① 栗原市に住民登録がある方
 - ② 栗原市から、妊婦一般健康診査受診票及び産婦一般健康診査受診票の交付を受けている方
- ※ 令和5年4月1日以降に受ける妊婦一般健康診査、産婦一般健康診査が対象となります。



助成額

受診票の交付を受けた日に応じて、助成額が異なります。

交付日	助成額
妊娠23週以前	32,000円 ※多胎の場合44,000円
妊娠24週から35週まで	24,000円
妊娠36週から出産まで	12,000円
出産から出産後2か月まで	4,000円



手続き方法・必要書類

受診票交付時に申請書を記入します。

申請者の振込口座が確認できるもの（通帳等）をお持ちください。

他市町村で母子健康手帳の交付を受けた方は、母子健康手帳をご持参ください。

栗原市子育て世代包括支援センター

築館・志波姫保健推進室 0228-22-1171
栗駒・鶯沢保健推進室 0228-45-2137
一迫・花山保健推進室 0228-52-2130

若柳・金成保健推進室 0228-32-2126
清水・瀬峰保健推進室 0228-58-2119
健康推進課 0228-22-0370